

山部俊文先生 名誉教授称号授与記念

献辞

山部俊文先生は、平成30年3月末日に本学を退職され、令和2年4月1日をもって本学名誉教授となりました。

先生は岐阜県のご出身で、昭和55年3月に一橋大学法学部を卒業され、昭和58年3月に同大学院法学研究科修士課程を修了され、昭和61年3月に同博士後期課程において単位を修得されました。先生は、日本学術振興会特別研究員を経て、昭和63年4月に一橋大学法学部専任講師に就任されました。以来、専任講師、助教授、教授（平成11年4月に大学院法学研究科教授に配置換え）として通算30年間の長きにわたり本学の教育研究のために尽力されました。先生は、現在は明治大学法学部教授として教鞭をとっておられます。

この間、先生は、法学部、大学院法学研究科において、経済法、経済法基礎理論等の講義を担当されるとともに、ゼミナールを通じて多数の学生を指導されました。法科大学院、国際・公共政策大学院においても、独占禁止法等の講義を担当されました。加えて、先生のご指導の下で育った多くの研究者が、国内外の大学において活躍しています。

学内行政においては、教育研究評議会評議員、法学研究科長・法学部長、附属図書館長・社会科学古典資料センター長、一橋大学学長補佐等の要職を歴任され、法学研究科のみならず、一橋大学全体の発展のため、大いに貢献されました。

ご研究の面では、企業法全般に関して幅広く業績を公表されました。先生は、ドイツ競争制限禁止法に比較法的な視座を求められ、経済法・独占禁止法の本質的な概念に対して、関係する学説や判例等を丹念に渉猟した包括的・総合的なアプローチで研究を展開され、学界・実務において高く評価されました。例えば、企業結合規制に関しては、規制基準の中核を占める「市場支配」概念の議論等の深化に寄与された御論考（「企業結合規制の再検討」一橋大学研究年報『法学研究』27巻173頁（平成7年）や「独禁法による企業結合規制に関する一管見——その趣旨・目的と規制対象・規制基準について——」『一橋法学』3巻2号

395頁(平成16年)等)を挙げることができます。また、単独行為規制に関しても、市場支配的地位の「濫用」の概念をめぐる理論状況の全体像等を丁寧に描き出された御論考(「ドイツ競争制限禁止法における市場支配的企業の濫用行為の規制について」一橋大学研究年報『法学研究』29巻3頁(平成9年)や「ドイツ競争制限禁止法における市場支配力のコントロール」舟田正之編『電力改革と独占禁止法・競争政策』455頁(有斐閣、平成26年)等)があります。

先生は、学外にあっても、日本経済法学会の常務理事、日本国際経済法学会の常務理事等を務められ、学会の発展に尽力されました。さらに、社会的には、公認会計士試験の試験委員を務められた他、経済産業省クレジット加盟店契約に関するガイドライン検討委員会委員や独立行政法人大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価委員会専門委員等として社会貢献も行われています。

このように山部先生が教育・研究・学内行政等に誠実かつ熱心に取り組まれてきたのは先生の真摯なお人柄の表れと言えましょう。経済法・独占禁止法の本質的な概念に真正面から果敢に取り組まれる先生の研究姿勢が、先生のご指導を受ける機会に恵まれた後進に多大な影響を与えたことは想像に難くありません。また、先生は学生の意見や希望を尊重され、献身的な援助を惜しまれませんでした。先生は、法科大学院設立時より、条文の規定が抽象的でケース・スタディの重要性が高いといった独占禁止法の特性に鑑み、「独占禁止法I」で独占禁止法の法解釈論等の全体像を概観し、「独占禁止法II」でリーディング・ケース等の検討を行い、「発展ゼミ(経済法)」で学生の報告をもとに近時の先端的な事例等の検討を行うという、段階的に法的推論能力等を向上させるカリキュラムを考案され、学生の高い評価を得られました(「独占禁止法I」では例年マーキュリータワー3103講義室(大教室)が多く学生の熱気で溢れ、日本全国の動向とは異なり、一橋大学法科大学院では一貫して「経済法」を司法試験の選択科目とする学生が最多であったようです)。先生が学内行政や学外でも同様にご活躍されたのは、ひとえにこのような先生の真摯なお人柄の賜物と拝察しております。

山部先生、本当にありがとうございました。先生の益々のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

柳 武 史